**大阪府と日本電気株式会社とのスマートシティの推進に関する協定書**

大阪府（以下「甲」という。）と日本電気株式会社（以下「乙」という。）は、スマートシティの推進に向けた取組（以下「本取組」という。）を相互に連携・協力して進めるため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲と乙が相互に連携及び協力を行い、本取組を通じて、府民サービスの向上を図ることを目的とする。

（協議・協力事項）

第２条　甲乙協議の上、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

⑴　新型コロナウイルス感染症対応業務及び甲における業務改善・サービス向上の検討支援

⑵　データ利活用に関するセミナーの開催及び取組の実施

⑶　甲の職員向けデジタルトランスフォーメーションに関するセミナーの開催

⑷　その他大阪のスマートシティの推進に関すること

２　実施時期、実施方法その他具体的な事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（協定の変更）

第３条　甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（秘密保持義務）

第４条　甲及び乙は、本取組に関連して相手方から開示されもしくは知り得た情報であって、開示の際に秘密である旨が明確に指定されたものを、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示もしくは漏洩し、又は本契約に定める目的以外の目的に使用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではない。

⑴　相手方から開示される前から既に保有していたもの

⑵　相手方から開示される前からすでに公知のもの

⑶　相手方から開示された後に、自己の責によらず公知になったもの

⑷　第三者から秘密保持義務を課されることなく適法に入手したもの

２　前項の規定にかかわらず、乙は、本取組のために合理的に必要な範囲内で、第三者（乙の子会社を含める。）に対し、甲の秘密情報を開示することができるものとする。この場合、乙は当該第三者に対して、本協定に基づき自己に課された秘密保持義務と同等の義務を課すものとする。

（期間）

第５条　本協定の有効期間は、締結日より１年間とする。なお、期間満了日の１か月前までに、甲又は乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から１年間継続するものとし、その後も同様とする。

２　甲又は乙のいずれかが本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の１か月前までに書面によって相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

（協定終了時の措置）

第６条　前条に基づき本協定を終了したときは、甲及び乙は、相手方から開示された文書、資料等を遅滞なく相手方に返却し、又は相手方の指示に従い処分するものとする。

２　本協定が終了した場合であっても、第４及び本条の規定は、本契約終了後１年間、なお有効に存続するものとする。

（債権譲渡の禁止）

第７条　甲及び乙は、本協定に基づく債権又は債務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保に供し、又は承継させてはならない。

（確認事項）

第８条　甲及び乙は、本協定により、甲乙間で何等かの取引を開始することを確約するものではない。

２　甲及び乙は、本協定に関して公表を行う場合には、その内容、時期及び方法等について合意したうえで、これを行うものとする。

（疑義等の決定）

第９条　本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和２年７月21日

甲：大阪府

　　　　　　　　　　代表者　大阪府知事　　　吉村　洋文

乙：大阪府大阪市中央区城見一丁目4番24号

日本電気株式会社

　　　　　　　　　　代表者　関西支社長　　　谷口　充